

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成12年12月の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

海外滞在中の郵便物は、妻の実家に転送されるように手続を行い、届いたものについては内容等をすべて確認し、生命保険料等すべて支払っていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、平成15年の帰国直後から国民年金保険料を納付し始めるなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、A市役所保管の旧B町作成の国民年金被保険者カードでは、申立人の資格喪失日は平成12年12月31日となっているものの、社会保険庁の記録では、13年1月1日とされていること、及びC社会保険事務所では、4月時点における未納者に対しては、遅くとも7月までに過年度納付書が被保険者に届くように発行していたとしていることから、申立人に対しても12年12月分の過年度納付書が発行されていたものと推認できる。

さらに、申立人の所持する旅券から、申立人が平成13年7月から同年8月にかけて一時帰国したことが確認でき、当該時点においては、申立期間の保険料を過年度納付書により納付することが可能であったことから、納付意識の高い申立人が、届いた過年度納付書で申立期間の保険料を納付したと考えるのも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成12年12月の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

海外滞在中の郵便物は、実家に転送されるように手続を行い、届いたものについては内容等をすべて確認し、生命保険料等すべて支払っていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、平成15年の帰国直後から国民年金保険料を納付し始めるなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、A市役所保管の旧B町作成の国民年金被保険者カードでは、申立人の資格喪失日は平成12年12月31日となっているものの、社会保険庁の記録では、13年1月1日とされていること、及びC社会保険事務所では、4月時点における未納者に対しては、遅くとも7月までに過年度納付書が被保険者に届くように発行していたとしていることから、申立人に対しても12年12月分の過年度納付書が発行されていたものと推認できる。

さらに、申立人の所持する旅券から、申立人が平成13年7月から同年8月にかけて一時帰国したことが確認でき、当該時点においては、申立期間の保険料を過年度納付書により納付することが可能であったことから、納付意識の高い申立人が、届いた過年度納付書で申立期間の保険料を納付したと考えるのも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から39年3月まで  
② 昭和44年10月から同年12月まで

私は、国民年金の加入手続をA市役所B支所（現在は、A市C区役所D出張所）において自分自身で行った。何年ごろかはっきりとは覚えていないが、20歳を少し過ぎてから加入したために、加入後に20歳からの分の保険料をまとめて一回で同じB支所の窓口で納めた。毎月の保険料が後に町内で集金されるようになるまではB支所に納めに行っていた。

60歳の誕生日前に国民年金納付記録をA市役所E地区事務所（B支所の後進。現在は、A市C区役所D出張所）で確認したが、そのときはすべて納付済みとなっていた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので再調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の所持する昭和42年度の国民年金保険料預り証及び年金手帳の検認記録からは、申立期間②当時は3か月ごとに、納付組織を通じて保険料を納付していたことが確認できることから、納付意識の高かった申立人が申立期間②の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

2 申立期間①については、申立人は、保険料の納付時期及び納付金額につい

ての記憶が曖昧である上、申立人は20歳以降の保険料を一括して市役所支所の窓口で納付したと一貫して主張しているものの、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年5月10日に払い出されたことが確認できる。また、申立人の所持する国民年金手帳により、申立期間①直後の昭和39年4月から同年12月までの保険料が同年9月30日に納付されていることが確認できるが、これらの時点においては、申立期間①の保険料は過年度納付以外の方法では納付できず、A市役所は、「当時、市役所窓口では過年度保険料を収納していなかった。」と回答している。さらに、申立期間①当時、A市役所B支所は、F農業協同組合の建物内に設置されていたことから、同農業協同組合の金融窓口での納付について、G県信用農業協同組合連合会（略称は、県信連）に照会したところ、「農協窓口でいったん納付書と現金を預かり、県信連を通じて、H金庫I支店に持ち込むこともあったが、このような取扱いは、同金庫I支店が国庫金歳入代理店となった昭和46年7月5日以前には行われていなかった。」との回答が得られたことから、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

加えて、氏名検索によっても、申立人にほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月まで

「ねんきん特別便」が届いたのを契機に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について国民年金の加入記録が無いとの回答を受け取った。

私は昭和 63 年 9 月に、勤めていた会社を退職し A 地から B 地に戻って来た。その時に、住民票を異動するために当時の C 市役所（現在は、D 市 E 区役所）に出向き、国民年金の加入手続と国民健康保険の加入手続を併せて行った。申立期間の保険料は納付書に現金を添えて F 銀行 G 支店に納めており、年金手帳の国民年金の記録欄には、「被保険者となった日」が 63 年 9 月 17 日、「被保険者でなくなった日」として平成元年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 7 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替え手続を適正に行うなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、「被保険者となった日」が昭和 63 年 9 月 17 日、「被保険者でなくなった日」として平成元年 4 月 1 日と記載され、それぞれ C 市の印が押されていることが確認できることから、昭和 63 年 9 月に厚生年金保険適用事業所を退職後、自身で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張に不自然な点は見られない。

さらに、申立人が国民年金に再加入した時点では、保険料の現年度納付が可能であり、納付意識の高い申立人が再加入手続を行ったにもかかわらず、申立

期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び51年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで  
② 昭和51年1月から同年6月まで

「ねんきん特別便」が届いたのを契機に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間における納付が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間の保険料は、私が町内会の集金により定期的に納付書に現金を添えて納めており、毎月の保険料は1,100円で、その際に「預り証」を受け取ったと思う。「預り証」には5年間程、保管するよう記載されていたと記憶しており、その後、処分したので残っていない。妻の分と一緒に納付していたと記憶しているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

両申立期間は、3か月及び6か月といずれも短期間であるとともに、申立人及びその妻は、申立期間以降の国民年金加入期間は保険料をすべて納付しているなど、申立人夫婦の納付意識は比較的高かったものと認められる。

また、申立人は申立人夫婦が昭和48年11月にA市の現在の居住地に異動した転入手続の際に、市役所の窓口担当者から町内会の集金担当者に国民年金保険料を納付するよう言われ、その後、団地の役員の妻が集金に来たとしているところ、社会保険事務局の保管する国民年金委員名簿により、当該人物が48年4月から委員を委嘱されていたことが確認できるとともに、申立人が納付したとする金額は両申立期間の保険料額と一致するなど、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、両申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立人夫婦の生活状況

に変化もみられないことから、納付意識の高い申立人夫婦が、両申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び51年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで  
② 昭和51年1月から同年6月まで

「ねんきん特別便」が届いたのを契機に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間における納付が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間の保険料は、私の夫が町内会の集金により定期的に納付書に現金を添えて納めており、毎月の保険料は1,100円で、その際に「預り証」を受け取ったと思う。「預り証」には5年間程、保管するよう記載されていたと記憶しており、その後、処分したので残っていない。私の分と一緒に納付していたと記憶しているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

両申立期間は、3か月及び6か月といずれも短期間であるとともに、申立人及びその夫は、申立期間以降の国民年金加入期間は保険料をすべて納付しているなど、申立人夫婦の納付意識は比較的高かったものと認められる。

また、申立人の夫は申立人夫婦が昭和48年11月にA市の現在の居住地に異動した転入手続の際に、市役所の窓口担当者から町内会の集金担当者に国民年金保険料を納付するよう言われ、その後、団地の役員の妻が集金に来たとして、社会保険事務局の保管する国民年金委員名簿により、当該人物が48年4月から委員を委嘱されていたことが確認できるとともに、申立人の夫が納付したとする金額は両申立期間の保険料額と一致するなど、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、両申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立人夫婦の生活状況

に変化もみられないことから、納付意識の高い申立人夫婦が、両申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月1日に、A社C営業所における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月31日から47年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和46年8月31日から47年3月31日までの期間については、A社B営業所で社員として勤務し、厚生年金保険の保険料も給与から天引きされていたので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社B営業所において次長であった人物のほか複数の同僚の証言から、申立人は申立期間も継続して、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、複数の同僚は、昭和47年1月から3月にA社B営業所はD市Eから同市Fへ移転し、名称も同社G営業所が変わった旨証言しているところ、社会保険庁のオンライン記録から、同社B営業所は、47年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、当該事業所の厚生年金保険被保険者全員は、同日付けでA社C営業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、同僚の一人は、「厚生年金保険料は全員が控除されていたと思うので、申立人も勤務期間中は厚生年金保険に加入していたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の申立人に係るA社B営業所における昭和46年7月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の得喪に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に、C社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月16日に訂正し、45年12月から46年3月までの標準報酬月額を2万8,000円、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年6月16日まで  
社会保険事務所へ厚生年金保険加入記録の照会を行ったところ、申立期間について、被保険者記録が確認できない旨の回答を受け取った。

私は、昭和45年4月から50年10月まで、C社に継続して在籍し、D出張所で勤務した。途中、46年1月1日から同年6月16日までの期間、本社へ異動となっていたが、勤務自体は同社で継続して行っており、被保険者期間が途中で欠落しているのは納得できない。再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人に係る社員身上書、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立期間において、申立人が同社に継続して勤務（昭和46年1月1日に同社B支店D出張所から同社本社に異動し、同年6月に同社本社から同社B支店D出張所に異動）していたことが認められる。

また、C社では、申立期間当時、申立人と同様に一時的に研修等で本社に転勤となった従業員については、転勤元の支店等での被保険者資格を喪失させ、本社において資格取得させる取扱いを行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所の記録及びC社提出の社員身上書において確認できる申立人の給料に係る記載から、昭和45年12月から46年3月までは2万8,000円、同年4月及び同年5月は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、申立期間のうち昭和45年12月については、事業主が資格喪失日を46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届けたものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、申立期間のうち46年1月から同年5月までについては、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る46年1月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から5年9月3日まで  
社会保険事務所の職員が来訪し、A社に係る標準報酬月額が、平成4年11月から11万円に減額訂正がされていると説明を受けた。

申立期間当時、給与が減額されたことは無いが、会社の資金繰りが困難となっていたことから、給与は毎月40万円以上であったものが、15万円から25万円くらいに分割して支給されていた。

減額訂正前の標準報酬月額に基づき保険料控除がされていたはずなので、元の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、A社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年9月までは44万円、同年10月以降は41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年9月3日の後の同年9月24日付けで、同社の厚生年金保険被保険者7人のうち、申立人を含む全常勤取締役4人の標準報酬月額について、5年10月の定時決定等の記録が取り消され、4年11月1日付けの随時改定(11万円)がさかのぼって行われていることが確認できる。

また、代表取締役を除く申立人を含む3人の常勤取締役は、給与の引き下げの話は無かったと証言しており、そのうちの1人は、A社では当時、保険料を滞納していたと思うと証言している。

さらに、A社の商業登記簿及び同僚の証言から、申立期間当時、申立人は同社の常勤取締役であったことが確認できるが、別の経理担当の常勤取締役は、「当時、申立人は役員報酬を決定する立場になく、社会保険の手続は代表取締

役が自ら行っていたと思う。」と証言していることから、申立人は、当該記録訂正に関与していないものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た平成9年1月1日から同年6月30日に係る標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から同年6月30日まで

社会保険事務所の職員が自宅へ訪れ、私の年金記録のうちA社における標準報酬月額の記録をさかのぼって減額する処理が行われていることについて説明があった。

減額された標準報酬月額は、当時の給与に見合ったものとなっていないので、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年6月30日の後の同年7月8日付けで、同年1月1日付けの随時改定(9万2,000円)がさかのぼって行われていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する不納欠損整理簿により、当時、A社においては厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

さらに、遡<sup>そきゅう</sup>及した随時改定の処理が行われたことについて、当時の事業主は認めている上に、A社の当時の社会保険事務担当者は、社会保険に係る手続は事業主の指示により行っていたと証言している。

一方、申立人は、登記簿謄本の履歴事項全部証明書により、A社の取締役であったことが確認できるが、当時の事業主は、申立人について、会社の業務執行の権限を有していたが、社会保険の手続に関わっていなかったと回答していることから、申立人は、当該記録訂正に関与していないものと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年12月7日）及び資格取得日（昭和41年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月7日から41年7月1日まで

社会保険事務所に、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

A社には、昭和40年11月10日から58年10月2日まで勤務し、その間一度も休職や退職の事実がないにもかかわらず、申立期間の記録が無いのは納得できない。申立期間も給与から厚生年金保険料を引かれていたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において昭和40年11月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月7日に同資格を喪失後、41年7月1日に同社において再度同資格を取得しており、40年12月7日から41年7月1日までの被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人と同一日に資格を取得した4人の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、これら4人の同僚は、仕事内容は申立人と同じであり、申立期間における業務内容等の変更は無かったと証言しており、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年12月から41年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年5月1日から同年12月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成10年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月28日から11年9月まで

社会保険庁から郵送された「ねんきん特別便」の厚生年金保険加入期間を確認したところ、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。

勤務したA社の平成10年7月分の給料支払明細書が見つかり、厚生年金保険料の控除が記載されていたことから、申立期間についても厚生年金保険料が控除されていたと考えられるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書から、申立人がA社に平成10年3月5日から同年11月30日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する平成10年7月の給料支払明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、A社の申立人名義の賃金台帳は、10年5月から同年11月までの厚生年金保険料の控除が記載されていることから、その期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における賃金台帳の記載から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「申立てどおりの届出を行っていない。」と回答していることから、事業主から社会保険事務所へ申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われていないと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成10年5月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年3月5日から同年4月30日までの期間は、賃金台帳により申立人の勤務実態が確認できるものの、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、9年12月28日から10年3月4日までの期間及び同年12月1日から11年9月までの期間については、申立人の当該事業所での勤務実態が確認できない上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、これらの期間において申立人が厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成19年4月2日、資格喪失日を同年5月16日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月2日から同年5月16日まで

平成19年4月から同年5月までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、厚生年金保険に加入していない旨の回答を受けた。

社会保険料控除の事実が確認できる在職期間中のB事業所発行の給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社A（有限会社Aが平成19年12月25日に商号変更）の事業主及び事務担当者の回答並びに申立人が保管していた給与明細書から、申立人は、申立期間において同社の一部門であるB事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書に記載された給与支給額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所へ申立人に係る資格取得及び喪失の届出を行わなかったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和20年9月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月6日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受け取った。

昭和20年4月5日にA社に入社し、同年9月6日にC営業所に配属され、以後、平成2年2月20日に定年退職するまで勤務していた。1か月間が未加入となっていることに納得できないので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

人事記録、退職証明書及びB社からの回答並びに同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年10月の社会保険事務所保管の被保険者名簿の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社本社は、申立てどおりの届出を行い、保険料を納付したものと考えているが、社会保険事務所の記録により、申立人と同様に昭和20年9月6日にA社D支店で被保険者資格を喪失し、同社C営業所以外の同社関連の適用事業所において、同年10月1日に資格を取得している者が複数みられることから、

社会保険事務所がこれらの者すべてについて記録の処理を誤ることは考え難い。したがって、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 9 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（申立当時はC出張所）における資格取得日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月1日から同年9月1日まで

「ねんきん特別便」では、昭和39年8月1日から8月31日までの1か月間が厚生年金保険の加入期間となっていない。

D社に昭和39年7月まで勤務し、同年7月初旬からA社に勤務した。

A社の入社は、同社の従業員名簿では昭和39年7月10日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の従業員名簿及び人事記録並びに同僚の証言から、申立人が昭和39年7月10日から同社C出張所（現在は、B営業所）に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時の事務担当者は、A社では、社員が月の途中で入社した場合には翌月1日付けで厚生年金保険に加入させる取扱いが行われていたと証言しており、事実、昭和33年12月及び39年10月に入社した同僚二人の被保険者資格取得日は、いずれも翌月の1日（1日が日曜の場合は2日）であることが確認できることから、申立人についても同じ取扱いがされたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の申立人に係る

A社における昭和 39 年 9 月の記録から、2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から41年3月まで  
年金問題が盛んに報道されるようになり、昭和39年8月ごろに夏休みで実家に帰省した際に、母から青い年金手帳を見せられ私の国民年金保険料を納付していると聞かされたことを思い出したため、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の保険料の納付事實は確認できないとの回答を受け取った。

母から見せられた青い年金手帳は現在、所持しておらず、年金番号も不明であるが、保険料を納付したと母から聞いているので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその両親は既に死亡しており、申立人の親族からも保険料納付に関する証言が得られないため加入手続や納付の状況が不明である。

また、申立人は、昭和39年8月ごろに実家に帰省した際にその母から青い年金手帳を見せられたと主張しているが、申立人が現在所持する年金手帳には申立期間に係る国民年金の加入の記載が無く、申立人に係る申立期間当時の居住地及び実家所在地における社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 49 年 3 月まで

年金記録問題で社会保険事務所へ行き年金の記録を確認したところ、自分の記憶では、A社に勤務したころの1か月の給与が20万円を下回ることはなかったにもかかわらず、昭和44年3月から49年3月までの標準報酬月額が低く記録されていたのは納得がいかないので標準報酬月額の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和44年3月から同年11月までの期間は4万2,000円、同年12月から45年7月までの期間は4万8,000円、同年8月から47年9月までの期間は5万6,000円、同年10月は6万円、同年11月から48年8月までの期間は6万8,000円、同年9月から49年3月までの期間は7万6,000円とされており、これらの標準報酬月額の決定又は改定は、定時決定時又は随時改定時に行われたものであることが確認でき、<sup>そきゆう</sup>遡及訂正等の不自然な点は見られない。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間内にA社において厚生年金保険被保険者であることが確認できる同僚に照会したところ、回答が得られた4人は、給与は標準報酬月額とほぼ一致していたと記憶している旨回答している上、事業主は、「当時の関連資料は保管されていないため、申立てに係る事実は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月 11 日から同年 12 月 20 日まで  
② 昭和 59 年 4 月 5 日から同年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 60 年 4 月から同年 12 月まで

「ねんきん特別便」が届き年金の加入期間を確認したところ、A社に出稼ぎに行っていた申立期間①及び②については雇入通知書があり、申立期間③についてはB事業所で勤務していたにもかかわらず、いずれの申立期間も厚生年金保険の加入期間になっていなかった。

当時は出稼ぎの者が社会保険に加入する例は少なかったが、給料から引かれる保険料が多額だったので国民健康保険への加入に変更するよう会社に依頼したところ、「規則だからできない。」と断られた覚えがある。

このため、調査をして申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①及び②について、A社の雇入通知書及び雇用保険の加入記録から、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間に申立人が一緒にA社に出稼ぎに行ったと記憶する同僚二人も、申立人と同様に、雇用保険の加入記録はあるものの、厚生年金保険の加入記録は無い。

### 2 申立期間③について、申立人の雇用保険の記録では昭和 60 年 4 月 25 日にA社を離職しており、これ以降の勤務実態について確認することができない上、申立人が一緒に出稼ぎに行ったとしている同僚からも申立期間における

申立人の勤務事実について明確な証言を得られない。

- 3 A社は、当時の資料が残存しておらず、申立人のいずれの申立期間についても保険料控除については不明としており、当時の同僚からも申立人に係る保険料控除について証言を得られないことから、申立人の各申立期間における保険料控除について確認することができない。

また、社会保険庁のA社に係るオンライン記録において、いずれの申立期間にも申立人の名前は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人のすべての申立期間において厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から同年 12 月 17 日まで

社会保険庁から年金記録が送られてきて確認したところ、申立期間の厚生年金保険の記録が無かった。その後、社会保険事務所へ照会をしたところ、申立期間に厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

私は、当時のA機関のB事業所に勤務していた義兄に勧められ、当時勤務していた会社を昭和 40 年 4 月 30 日に退職し、5 月 1 日からC労働組合に就職した。申立期間当時、詳細な金額は忘れたが、給与明細書において健康保険、厚生年金保険及び失業保険の3項目に分かれて保険料が控除され、組合費も控除されていたと記憶している。

給料明細書等の証拠は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録並びに申立人から提出された写真及びC労働組合（現在は、D労働組合に名称変更）に係る文献から、申立人が申立期間に同組合に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D労働組合は、申立期間当時の資料が残存していないため、申立人の勤務形態、保険料控除等については不明と回答している上、申立人の前任者は死亡し、ほかに同僚はおらず、申立期間当時の同組合の専従者二人のうち、一人は死亡し、ほかの一人も申立人の申立期間における厚生年金保険料控除については関与していなかったと回答していることから、申立人の申立期間における勤務形態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年から 45 年 5 月 1 日まで

A事業所に昭和 41 年から 45 年 4 月末まで勤務した期間について、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険に加入した事実が無いとの回答を受けた。

A事業所には専門職として勤務し、給与から保険料が引かれていたと思うので、給料明細書等の証拠は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された昭和 44 年 4 月から 45 年 4 月までの給与台帳から、申立人は、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によれば、A事業所が厚生年金保険適用事業所となったのは、申立期間の後の昭和 48 年 1 月 10 日であり、A事業所の給与台帳で確認できる 5 人の同僚は、いずれも昭和 48 年 1 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人及び同僚に係る上記給与台帳の「厚生年金」欄に金額が記載されていることから、当該期間において厚生年金保険料が控除された可能性について検証したが、「厚生年金」欄が「厚生かけ金」と書き換えられている上、同欄に記載されている金額は、申立人の給与支給額から算定した厚生年金保険料額に比べてかなり低額であるとともに、当時厚生年金保険に加入していれば当然控除されるべき健康保険料の記載が無いことを考慮すると、「厚生かけ金」として記載されている金額は厚生年金保険料ではないものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除された具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給

与明細書等の資料も無い上、A事業所は、提出した給与台帳以外の当時の関係資料は残存しておらず、保険料控除について不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月 1 日から 5 年 7 月 21 日まで  
社会保険事務所に厚生年金記録を確認したところ、平成 4 年 7 月から 5 年 7 月の報酬月額が実際の給与支給額と比較して低くなっていたことが判明した。  
A社Bセンターに勤務していた当時の報酬月額が、実際の給与支給額である平均 35 万円以上より低く届出されていたので、正当な額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与データから、申立期間のうち、平成 5 年 1 月から同年 7 月までの申立人に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 28 万円であることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録による標準報酬月額の記録と一致している。

また、申立人の健康保険組合及び企業年金連合会における平成 4 年 7 月 1 日の被保険者資格取得時の報酬月額及び報酬給与額は、いずれも 28 万円であることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録による標準報酬月額の記録と一致している。

さらに、申立人と同一日にA社Bセンターに係る厚生年金被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額は、申立人と同額であることから、申立人の標準報酬月額が不自然に低額であるとも言えない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月1日から同年9月1日まで  
② 昭和32年8月6日から35年1月31日まで  
③ 昭和36年1月から同年10月まで  
④ 昭和39年1月から40年8月まで  
⑤ 昭和42年8月から45年10月まで  
⑥ 昭和45年11月から48年2月まで  
⑦ 昭和53年3月から57年8月まで  
⑧ 昭和58年5月から平成5年3月まで  
⑨ 平成5年4月から9年3月まで  
⑩ 平成9年4月から12年12月まで  
⑪ 平成13年1月から同年9月まで  
⑫ 平成13年10月から15年9月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間①から⑫までについて、厚生年金保険被保険者期間が無いとの回答であった。

勤務していたことは間違いないので、すべての申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立期間①及び② A県B協会、C出張所、A県D課、A県E課、A県F課、A県G課

申立期間③ H社

申立期間④、⑤及び⑧ I社

申立期間⑥ J社

申立期間⑦ K社

申立期間⑨ L社

申立期間⑩ M社

申立期間⑪ N社

申立期間⑫ O社

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、勤務した事業所名及び勤務期間の明確な記憶を有していない上、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が勤務していたとする事業所において申立期間①及び②当時に厚生年金保険被保険者であることが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態について確認できない。

また、申立人は、「正式な公務員ではなく、雇員のような状態であった。」としているところ、A県総務部人事課は、「申立期間当時の臨時職員台帳に申立人の氏名を確認することができない。」と回答し、A県B協会（現在は、A県P会）は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務事実及び厚生年金保険の適用について確認することができない。」と回答している。

2 申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録から、H社において申立期間③当時に厚生年金保険被保険者であることが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態について確認できない。

また、H社は既に廃業しており、かつ、当時の事業主も他界していることから、申立てに係る事実を確認することができない。

3 申立期間④、⑤及び⑧について、I社の商業登記簿謄本によると、当該事業所は昭和45年1月29日にQ社の商号で設立され、47年9月14日にI社に商号変更し、54年12月2日に解散していることが確認できることから、申立期間④、⑤及び⑧においては当該事業所名で存在していないことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、I社はいずれの申立期間も厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

4 申立期間⑥について、社会保険庁のオンライン記録から、J社（現在は、R社S支店）において申立期間⑥当時に厚生年金保険被保険者であることが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態について確認できない。

また、事業主は、「人事記録に申立人の氏名は無く、下請業者の従業員であったと思われる。」と回答している。

5 申立期間⑦について、社会保険庁のオンライン記録から、K社において申

立期間⑦当時に厚生年金保険被保険者であることが確認できる同僚は、「申立人が勤務していた記憶がある。」と回答しているものの、申立人が当該事業所に勤務した期間を特定することができない。

また、事業主は、「人事記録に申立人の氏名は無く、個人請負であったと思う。」と回答している。

6 申立期間⑨について、L社から提出された給与支給表（平成8年8月、同年10月、同年11月、9年1月及び同年2月分）により、この期間については勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録から、L社において申立期間⑨当時に厚生年金保険被保険者であることが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立てに係る事実を確認できない。

また、給与支給表からは、厚生年金保険料控除の事実が確認できない上、事業主は、「申立人は正社員ではなく、社会保険に加入していなかった。」と回答している。

7 申立期間⑩について、社会保険庁のオンライン記録から、M社において申立期間⑩当時に厚生年金保険被保険者であることが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態について確認できない。

また、事業主は、「申立人は個人請負であり、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と回答している。

8 申立期間⑪について、N社は既に廃業しており、元取締役は、「会社は平成11年1月4日に自己破産を申請し、同日、従業員を解雇した。」と回答しており、申立人が申立期間⑪において当該事業所に勤務したことを確認することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録から、N社は申立期間⑪の前の平成11年1月5日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

9 申立期間⑫について、社会保険庁のオンライン記録から、O社において申立期間⑫当時に厚生年金保険被保険者であることが確認できる同僚に照会したところ、「申立人は下請会社の従業員として2か月ぐらい勤務した。」と回答している上、事業主は、「申立人との雇用関係は一切無く、下請会社の従業員であった。」と回答していることから、申立人が申立期間⑫において当該事業所の従業員として勤務したことを確認することができない。

10 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月ごろから 34 年 6 月ごろまで  
「ねんきん特別便」で昭和 33 年 4 月ごろから 34 年 6 月ごろまでの A 社に勤務した期間が厚生年金保険の加入期間となっていないことが分かった。  
このため、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶している同僚及び社会保険庁のオンライン記録から確認できる同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は既に廃業し、事業主は他界しているため、申立てに係る事実を確認することができない。

また、証言が得られた 4 人の同僚は、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった際、厚生年金保険に加入しなかった者が数人おり、そのほかにも、実家が農家の人の中には農繁期には工場の勤務が休みがちになることから、厚生年金保険に加入しなかった人もいたと証言している上、複数の同僚は、申立人の実家は農家であり、農繁期には工場の勤務を休んでいたと証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 44 年 12 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間照会をしたところ、申立期間に勤務していたA事業所での厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A事業所（B区C1丁目）から、D社（E市F町）に転職した際に、D社の事務担当者から、年金番号を聞かれて教えた覚えがあり、A事業所において厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言並びに申立人が記憶するA事業所の経営者名及び所在地が昭和37年の同業者組合の役員名簿に記載された経営者名及び所在地とほぼ一致していることから、期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録において、厚生年金保険適用事業所としてのA事業所はB区内に確認できない上、上記の経営者の親族が経営するG社（H区に所在）が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成9年8月1日である。

また、申立人が記憶するA事業所は、登記簿謄本で法人として確認することができず個人事業所であったと考えられるが、サービス業の個人事業所は厚生年金保険強制適用事業所には該当しない。

さらに、申立人の記憶するA事業所経営者二人及び同僚についてもA事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できない上、当該同僚は、当時は、国民健康保険及び国民年金に加入していたと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。